

令和7年度 第2回神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会 議事要旨

◇日 時 令和8年3月24日(火) 午後2時00分～午後3時00分

◇場 所 こうべ市民福祉交流センター3階 301教室

◇報 告 (1)神戸市における成年後見制度等の利用状況
(2)市民後見人候補者の養成

◇協議事項 成年後年制度利用における現状・今後の課題認識

◇主な意見

1. 報告(1) 神戸市における成年後見制度等の利用状況

なし

2. 報告(2) 市民後見人候補者の養成

なし

3. 協議事項 成年後年制度利用における現状・今後の課題認識

《民法改正で変わるポイント等》

●神戸市としては、民法改正後の成年後見制度においては、現制度でも課題となっている「本人の意思を尊重したチーム支援」がさらに重要になると考えている。法改正を見据え、他の課題についても委員に伺いたい。

○法改正での大きな変更点は、今まで後見、保佐、補助の3類型だったものが、補助に一元化されることだ。そして、あくまで、その一元化された補助の中に、民法に規定される一定の行為に関して取消しができる「特定補助」という分類を設けるということになっている。

今後のタイムスケジュールとしては、令和8年後半に法改正の議論が具体化し、そこから大体2年半ほどで施行に向けて動き出すのではないかという見込み。法律が決まらないと動き出せないという状況ではあるが、時間も限られているため、現状でできる準備は進めていく必要があるだろう。例えば、神戸市では市長申立の対象を原則「後見相当」としているが、類型が補助に一元化された際は、どのような事案を市長申立の対象とするのか、というような議論は出てくると思う。

○もう1つ大きな法改正のポイントとしては、補助人が「交代できる」ことだ。これまでは、後見人等

を辞めさせる場合は「欠格事由」になってしまい、成年後見人等として今後活動できないような大きな問題になるため、家庭裁判所としてもなかなか成年後見人等を辞めさせることができなかった。しかし、法改正後は、本人と補助人がどうしても合わないが補助人が辞める気がなく、他の人に補助人を交代した方が上手くいくのではないかという場面では、交替が本人の利益のために特に必要があるとして、欠格事由が適用されることなく解任ができるようになると思われる。

- 類型の一元化が、現時点で後見人等が選任されている案件にも遡って適応されるのかは、検討中で、まだ確定はしていないが、新たな選任案件のみに限られると思われる。そうでないと家庭裁判所の事務処理が耐えられないのではないか。

《民法改正を見据えた課題：補助の必要性》

- これまでは“判断能力の不十分さ”が申立に繋がっていたが、法改正後は“必要性”が問われるというのも重要なポイントである。必要性がなければ、補助人をつけられないことになるし、補助人がついていても必要性がなくなれば補助が終わるという仕組みになる。

典型的な終了する事案の例を挙げると、家族が全面的に本人を支援しているが、遺産分割をする必要がある場合である。遺産分割のために補助人をつけて、遺産分割が終われば、家族が元々面倒を見ているため、補助を終了することができるというものだ。

一方で、金融機関が実務としてどこまで対応してくれるかによっても、補助が終了できるかどうかは変わってくる。例えば、本人が施設に入っており、施設が全面的に支援している場合、通帳の管理を補助人ではなく、第三者である施設が行うことを金融機関が許容するのかということだ。金融機関が対応可能とするならば、補助を終了できる場面は広がっていくが、金融機関が対応できないということであれば、結局、補助を終了することはできないだろう。

新聞等では、法改正で「終われる後見」になるとよく言われているが、本当に終われるのかは、今後の実務運用、厚生労働省の福祉分野でのバックアップ、そして、家庭裁判所の運用・判断・評価の仕方が影響してくると思われる。

- 今回の改正で、補助の必要性と本人の意思の尊重を重視するようになる。そうなると、支援者（地域）から見れば必要性があるが、本人が補助の利用を拒否している（本人の同意が得られない）場合に家庭裁判所はどのように判断することになるのか。現場ではそのようなケースが多くある。

- まだ家庭裁判所内でも、具体的なことは何も検討されていないが、やはり本人が同意を拒否し

ている以上は、必要性があっても権限の付与はできないのではないかと思う。ただ、本人が同意しないことが本当に本人の意思なのかという疑義がある場合はどうするか、という問題はあるかもしれない。

○補助の申立の際、補助の代理権等の内容を個別で設定することになるが、審判が下りるまでの期間が長くなってしまわないか。つまり、補助人になろうという人が、審判が下りないために実務ができない期間が長くなってしまふ、また、家庭裁判所としても細かい事務が増えてしまふという可能性があるのではないか。補助を利用する本人の利便性を考えると、その辺りは考えていくべきだと思う。

○これまでよりも「必要性」が重視され、どのように「必要性」を評価・運用していくのかによって、審議期間・事務量が大きく変わるということは、家庭裁判所としても心配している。

○現在、地域包括支援センターで成年後見制度に繋ぐ案件は、身寄りのない方が多くなっている。身寄りのない方については、施設が「後見人が必要だ」と言ってくることが多く、そのようなケースは法改正後にどのようになるのかが心配だ。

○いわゆる「身寄りなし問題」は、現在、身寄りのない高齢者等を支援する新たな事業として、別立てで議論がなされている。日常的な金銭管理、福祉サービス等の利用、身元保証や死後事務をどのように支援していくかというものだ。

そもそも、施設が身元を保証してほしいという趣旨で後見人を選任してほしいというのは、本来の後見人の趣旨と異なる。後見人は、本人の代理として金銭支払等を行うが、身元保証人にはなれない。また、死後事務も本来的には後見人の職務ではないため、どこまで後見人がすべきなのかという部分もある。今後の議論を見守る必要がある。

《民法改正を見据えた課題：補助終了の検討》

○知的障害がある方等は、判断能力が不十分な状態が続くため、申立時に「この課題が解決したら終了」となるとは考えられない。今は、日常生活自立支援事業を利用して生活していても、成年後見制度を利用するようにシフトした方が良いのではないかという方を、後見等に繋いでいく方向であるのに、逆の流れになっていくのか。

○家庭裁判所への報告の際に、補助人の支援が必要である状態であれば、終了することはないと思う。どの段階で終了することになるのかは、家庭裁判所としての管理の問題があるだろう。厳しい運用により必要性がないと判断して、どんどん終了させていくのか、終了後に補助人を代替する支援チームが中核機関を中心として重層的にあるかを見て判断していくのか。これは今後

の実務を見ていかないと分からないと思う。

○当分科会で、押さえておくべきところは、法改正後は、補助人の選任・終了の場面で、家庭裁判所から市町もしくはその関係機関に意見を求められるようになる、ということだ。後見人等が年に1回程度、家庭裁判所に後見活動の報告を行う場面で、家庭裁判所が補助の終了について一定検討することになる。今の受任事件がどうなるかは、改正民法の経過措置方針がまだ確定していないが、今後の新しいものはその検討が適応される。その検討の際、家庭裁判所は市町もしくはその関係機関に意見を求めることができる、とされている。

今の神戸市では、家庭裁判所に対して答えられるような情報を持っていないと思う。そのため、中核機関が今後どのようにコミットし、対応していくのか、また対応のためにどのような体制を整えるのかという部分は議論していくべきだろう。補助を終えることができるかは、補助が終わるようにチーム支援を機能させ、地域に繋げることができるかということに大きく関わっている。

○補助が終了したら、いわゆる「新日常生活自立支援事業」に繋がっていくと言われているが、どう考えてもその事業による支援だけでは対応しきれないと感じている。

法改正の要綱案が出たばかりの時期であるため、今後議論されていくところだとは思いますが、神戸市として、民間にも依頼をして契約行為や財産管理を引き継いでいく等、新日常生活自立支援事業以外の受け皿を想定していれば教えてほしい。

●いわゆる新日常生活自立支援事業は、国では身寄りのない高齢者等を支援する新たな事業と呼ばれており、まだ事業の大枠も決まっていない状況だが、今想定されているのは、現在の日常生活自立支援事業の内容に、入退院支援と死後事務をオプションで付けるというものだ。

今の日常生活自立支援事業で提供されているのは日常的な金銭管理サービスや福祉サービス利用支援であるが、そこに新たな事業で入退院支援と死後事務もオプションで付けた契約を締結することで、補助終了後の引継ぎ先の選択肢の1つとなるのだろうと思う。ただし、いわゆる家族代わりの機能を公的機関がどこまで担うのかという問題があり、やはり民間企業との棲み分けが必要だ。

現在も身元保証の事業者はたくさんあり、昨年秋に業界団体が設立され、会員の事業者には一定のガイドラインによる基準を設けているが、それに該当しない身元保証事業者も多い。

現に昨年、神戸市では「こうべ終活相談窓口」を立ち上げたが、そこでも身元保証事業者を紹介はしていない。新たな事業を利用しない方は、自身で身元保証事業者を探してもらうことにならざるを得ない。

《市民後見人のあり方》

○市民後見人の位置付けも、今後は検討していく必要がある。

今は、比較的、判断能力は低下しているが必要性が低いような、複雑でない案件を担当してもらっている。しかし、必要性がなくなれば補助が終了するようになるのであれば、市民後見人が担当するような案件が減ってしまうことになる。

今後、市民後見人をどのような位置付けにするのか、そして、今後、市民後見人を養成する際の新しい成年後見制度に基づく研修をどのようなものとするか、準備をしておく必要がある。また、既存の市民後見人に対しても、法改正後は、新しい制度について、もう1回研修を実施する必要があるだろう。このあたりは、神戸市として意識をしておくべきだ。

《任意後見の活用の検討》

○任意後見を広げていくというのは、市が持つべき施策の1つだと思う。

任意後見は、法改正後、「任意後見と法定後見の併存」が認められるようになる。つまり、任意後見人でありながら、補助人でもあるという方が出てくるということである。

今まで、任意後見は法定後見との併存ができなかったため、フルスペックの重たい任意後見契約を結んでおかなければ、対応ができないという問題があった。そのため、不動産を持っていない人でも「将来持つかもしれない」ということで不動産の売却等についても任意後見契約の内容に入れるような場合が多くあった。このような重たい任意後見内容だと、その分、報酬も高額になるため使える人が限定される。

しかし、法定後見との併存ができるようになれば、これだけは支援してほしいという内容(例えば、施設の入所のみ等)の「最低限の任意後見契約」が、今後はあっても良いのではないかと思う。そして不動産の処分や遺産分割等の問題が発生した場合には、必要に応じて、法定後見(補助)を利用するという形をとる。

ライトな任意後見契約であれば、報酬も少なくともよくなる。少なくとも何か困ったときに福祉施設関係の入所ができるように手続きをしてくれる人はいる、という仕組みはあっても良いのではないか。